一般社団法人　日本専門看護師協議会　メーリングリスト運用細則

（利用目的）
第 1 条 日本専門看護師協議会のメーリングリスト（以下、ML という）の利用は、協議会会員間の意見交換の支援、情報の共有化および事務連絡の効率化を図ることを目的とする。

（管理・運営・運用）
第 2 条 ML は、UMIN が提供するメーリングリストサービスを利用し、日本専門看護師協議会と事務局事務代行（あゆみコーポレーション、以下あゆみ Co と称す）が管理・運営する。設置にあたっては、理事会の承認を経て設置し、総務委員会がコーディネータ（管理者）として運用する。

（構成）
第 3 条 ML は、次の 6 つのグループから構成される。
① 正会員・・・・・正会員 ML
② 賛助会員・・・・賛助会員 ML
③ 評議員会・・・・評議員意見交換用 ML
④ 役員・・・・・・理事・監事意見交換用 ML
⑤ 各専門領域会・・正会員の各分野別意見交換用 ML（賛助会員は含まない）
⑥ その他・・・・・理事会にてメーリングリストの作成を許可された活動のみ一時的に ML を付与することができる。

（運用規定）
第 4 条 正会員 ML は、当該の正会員である者のみ利用できる。メーリングリストの送信の権限はあゆみ Co、総務委員会委員長、総務委員会庶務 1 名、協議会代表のみとする。
2. 賛助会員意見交換用 ML は、当該の賛助会員である者のみが利用できる。メーリングリストの送信の権限はあゆみ Co、総務委員会委員長、総務委員会庶務 1 名、協議会代表のみとする。
3. 評議員意見交換 ML は評議員のみ利用できる。利用期間は評議員の任期開始日から任期終了日までとする。 メーリングリストの送信の権限は評議員にあり、評議員内では双方向性での送信が可能である。
4. 理事・監事意見交換 ML は理事・監事のみ利用できる。利用期間は理事・監事の任期開始日から任期終了日までとする。メーリングリストの送信の権限は役員にあり、役員内では双方向性での送信が可能である。
5. 各分野別意見交換用 ML は、協議会名簿をもとに正会員を分野別に作成する。賛助会員は含まない。メーリングリストの送信の権限は各分野に属する正会員にあり、各分野内では双方向性での送信が可能である。

6. その他は、理事会にてメーリングリストの作成が認められた委員会や協議会の活動のみ付与される。メーリングリストの送信の権限は当該委員会や協議会活動に参加するもののみであり、双方向性の送信が可能である。
7. 登録内容を変更する場合は、理事会の承認を経てあゆみ Co が登録内容を変更する。
8. 所属の変更届出や当該の資格を失った場合には、理事会の承認を経てあゆみ Co が登録メーリングリストを変更する。
9. 正会員および賛助会員 ML を用いて発信するメッセージは、あゆみ Co を経由して社員全員に配信される。
10. 各 ML では、本文はテキストを使用し、特殊文字および HTML などの使用を禁じる。

（禁止事項）
第 5 条 各 ML では、次の各号に定める事項に該当する利用を禁止する。
(1)営利目的の行為および特定の団体等を利する行為
(2)公序良俗、並びに法令に違反する行為
(3)政治活動、宗教活動を目的とする行為
(4)個人および団体等を誹謗中傷する行為
(5)個人および団体等の財産・プライバシーを侵害する行為
(6)個人および団体等に不利益を与える行為
(7)個人および団体等の著作権を侵害する行為
(8)本 ML に投稿された文章を投稿者の許可無く転用（転送・転載・引用・印刷配布等）する行為
(9)本 ML の主旨に沿わない個人情報の利用等の行為
(10)その他、日本専門看護師協議会理事・監事が不適切と判断するすべての行為

（細則の変更）
第 6 条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）
この細則は、令和 3 年 6 月 18 日より施行する。